

## 第3次大分市未収金徴収対策方針の概要

### 1 経過

本市では、未収金の早期解消と発生防止に全庁的に取り組むため、平成19年9月に大分市未収金徴収対策会議を設置し、3年毎の2次にわたって未収金徴収対策方針を策定しながら各種対策に取り組んできました。

このたび、これまでの6年間の成果を踏まえ、平成25年度から平成27年度までを計画期間とする第3次未収金徴収対策方針を策定いたしました。

今後、この対策方針に掲げる目標の達成に向けて取組みを強化推進し、未収金のさらなる解消を図ります。

### 2 基本方針

平成19年度以降、「職員の意識向上」、「徴収ノウハウの習得・蓄積」など意識改革や人材育成に重点を置き、「未収金全体における徴収額及び収納率」を数値目標に掲げて、組織の一体的な取組みを推進してきました。

今後は、平成24年度に作成した債権管理マニュアルやこれまで蓄積してきた知識・ノウハウに基づき、各債権所管課が主体的に債権管理の適正化に取り組むことにより、財源の確保と市民負担の公平性確保に努め、質の高い行政サービスの提供が持続可能となる財政基盤と市民との信頼関係の確立をめざします。

### 3 基本対策

次の7項目を基本的な考え方とし、未収債権所管課は各債権の適正管理に取り組むこととします。

- (1) 未収金の発生防止（早期完納の指導、分割納付期間の見直し等）
- (2) 組織体制の強化（全庁的協力体制の構築、情報・ノウハウの共有化等）
- (3) 収納事務の強化（効率的な滞納整理、法的手段を視野に入れた管理等）
- (4) 職員の資質向上（法的知識・ノウハウの習得・向上等）
- (5) 納付環境の整備（口座振替の加入促進、納付方法多様化の調査・研究等）
- (6) 民間の活用（収納事務民間委託の調査・研究、インターネット公売の推進等）
- (7) 背景に応じた債権管理の適正化（各債権の特徴の整理と適切な対応等）

### 4 債権別基本情報

自治体が抱える債権は、未収に至る背景や制度が多種多様であるため、各債権ごとに特徴・発生要因、関係法令や取組目標等を記載する「債権別基本情報」を作成し、回収状況を検証しながら、目標達成に向けた債権の適正管理に努めます。

## 5 数値目標

平成25年度から平成27年度までの数値目標を次のとおり設定します。

### (1) 未収金総額（現年度分及び滞納繰越分）

(単位：千円)

| 目標額 | 平成24年度末<br>未収金累計額 | 未収金総額     |           |           |
|-----|-------------------|-----------|-----------|-----------|
|     |                   | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    |
|     | 6,109,522         | 5,630,000 | 5,280,000 | 5,000,000 |

### (2) 未収金収納率（滞納繰越分）

(単位：%)

| 目標率 | 平成24年度末<br>収納率 | 未収金収納率 |        |        |
|-----|----------------|--------|--------|--------|
|     |                | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|     | 24.9           | 25.2   | 25.4   | 25.5   |